

平成30年11月30日

各関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部長

広島県特定（産業別）最低賃金等改定の周知広報について（協力依頼）

最低賃金行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成30年10月1日発効の広島県最低賃金（時間額844円）の改定に続き、別添リーフレットのとおり、広島県特定（産業別）最低賃金（8種類）のうち、広島県各種商品小売業を除く7業種の特定最低賃金が改定され、平成30年12月31日から発効することとなりました。

つきましては、関係者の皆様方に御周知をいただきますとともに、貴職発行の広報誌（紙）、ホームページ等に当該記事を掲載いただき、改定された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます（参考までに「掲載例文」を同封しております）。

また、賃金引き上げの環境整備を図るための各種助成金制度も拡充されておりますので、併せて掲載いただきますようお願い申し上げます。

掲載例文等の原稿につきましては、電子媒体による送付も可能ですので、必要な場合は、下記の担当までお申し付けください。広報誌（紙）等に記事を掲載いただけましたら、大変お手数ですが、当該掲載記事の部分を同封の返信用封筒又はファックスにて当局賃金室あて送付いただきますようお願いいたします。

なお、現在、改正手続き中の広島県各種商品小売業最低賃金 時間額838円が広島県最低賃金 時間額844円を下回っているため、平成30年10月1日から時間額844円が適用されています。今後、広島県各種商品小売業最低賃金が改定されたときは、広島県最低賃金と比較して高い方の最低賃金が適用されますので、改正決定の公示後、改めて御通知させていただきます。

担当 広島労働局労働基準部賃金室
小松（こまつ）

TEL（082）221-9244

FAX（082）221-9252

